

## 横浜市児童相談所養育支援家庭訪問事業実施要綱

制 定 平成18年10月1日 こ中児第855号局長決裁

最近改正 令和7年12月8日 こ中児第2544号局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、支援従事者を派遣し、児童の養育の相談・支援をとおして、児童虐待の発生・再発の防止等を図るため、本市が行う横浜市児童相談所養育支援家庭訪問事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、横浜市とする。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、児童相談所が支援を行う家庭のうち、児童相談所長が本事業により家庭養育状況の改善が見込まれると判断し、必要と認めた以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童虐待を理由に、児童福祉法第27条第1項第2号により、児童福祉司指導の措置がとられた児童及びその保護者
- (2) 児童虐待を理由に、児童福祉法第27条第1項第3号による措置がとられ、家庭復帰のため措置を解除又は停止された児童及びその保護者
- (3) 児童虐待を理由に、児童福祉法第33条により一時保護され、家庭復帰のため一時保護が解除された児童及びその保護者
- (4) 児童虐待等の問題を抱える家庭の児童及びその保護者
- (5) 第1号から第4号までに掲げる者に類する者

### (対象者の決定)

第4条 児童相談所長は、児童相談所が支援を行う上で、児童相談所職員（以下「職員」という。）により、当該家庭の児童虐待、児童の養育状況等を確認した上で本事業の対象者として決定する。

(支援の決定)

- 第5条 児童相談所長は、対象者を決定した場合は、その家庭養育状況に合わせた支援計画を作成し、必要な支援を行うものとする。
- 2 前項の場合において、児童相談所長は、養育支援家庭訪問台帳（様式1）を整備するとともに、支援内容、訪問時期等に関する養育支援計画書（様式2－1）を作成する。
- 3 支援を家事・養育に関する事業者に委託する場合は、養育支援計画書（様式2－1）を委託事業者へ共有する。
- 4 策定した支援計画は、6カ月ごとに見直しを行い、支援を継続する場合には、養育支援計画書（様式2－1）を更新し、委託事業者へ共有する。
- 5 本事業を実施するにあたり、児童相談所長は、対象者の同意を得るものとする。

(支援従事者)

- 第6条 支援に従事する者は、職員、本事業のために雇用した者（以下「養育支援家庭訪問員」という）及び市長が委託した家事・養育に関する事業者が派遣する者（以下「養育支援ヘルパー」という）とする。

(支援の内容)

- 第7条 支援の内容は、以下の各号に定める。
- (1) 職員及び養育支援家庭訪問員による家庭内での被虐待児童又は保護者からの相談への支援
- (2) 養育支援ヘルパーの派遣による家事・養育に関する支援（以下「サービス」という。）
- (3) その他、児童相談所長が必要と認める支援

(サービスの委託)

- 第8条 前条第2号に定めるサービスの実施については、次の各号のいずれかの条件を満たす事業者（以下「事業者」という。）に委託する。
- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく訪問介護事業所の指定を受けていること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で規定する障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。
- (3) 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること。

(4) 保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること。

(記録の整備)

第9条 養育支援家庭訪問員は、訪問を実施した場合に、児童記録票に記載するものとする。

(養育支援計画書の保存)

第10条 養育支援計画書（様式2－1）は、児童記録票に編綴し保存年限に準じ取り扱う。

(研修会)

第11条 児童相談所長は、訪問に関する知識・技術の研さん及び個人情報の保護を図るために必要な研修を実施するものとする。

(経費負担)

第12条 国及び横浜市が別に定めるところにより、対象者の負担は不要とする。ただし、養育支援ヘルパーが買い物その他のサービスを実施するために交通費等がかかる場合は、対象者はその実費相当額を負担しなければならない。

(身分証)

第13条 養育支援家庭訪問員は、その職務の遂行に際して、常に職員証を携帯し、請求があつたときは提示しなければならない。

2 職員証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

3 養育支援家庭訪問員は、身分を失ったときは、速やかに職員証を返還しなければならない。

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第14条 第6条に定める支援従事者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取り扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 第6条に定める支援従事者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項はこども青少年局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月8日から施行する。

(様式1)

## 養育支援家庭訪問事業 台帳

横浜市

## 兒童相談所

## (様式 2-1)

養育支援計画書			入力日	導入日		CW		訪問員	
住所				やりとりできる連絡先				最寄り駅・バス停	
現ケース	同居	続柄	世帯員名	生年月日	年齢	所属・職業・収入	備考		
その他									
保護者の課題、強み、留意点				子どもの課題、強み、留意点					
世帯に導入されている福祉サービス等									
導入の必要性、期待する効果				目標(どうなったら終了か)					
養育支援家庭訪問員の役割				担当CWの役割					
ヘルパー事業所名	曜日	時間		内容			留意点		
		~							
		~							
		~							
		~							
		~							

